



内閣府 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップを終了した提案一覧

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		各府省からの第2次回答			対応方針の措置(検討)状況					
見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案事業検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月14日閣議決定)記載内容	措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
		<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、原則必要な場合に限定されるべきものと地方推進推進委員会第3次報告を踏まえ、参附すべき基準等へ移行すべきである。</p> <p>なお、「従うべき基準」の見直しは、サーベイス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準などを地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス施策が講じられることを達成させるためのものである。</p>	<p>○園庭は園舎と一体的に設置され、かつ現行の面積基準を満たすものでなければならぬという理由について、合理的な説明をいただきたい。</p> <p>○近隣の公園等代替地も含めて必要な園庭の面積が確保されれば質の確保は可能ではないか。現在の園庭の基準について柔軟な運用を検討いただきたい。</p> <p>○幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しようとする際に、新たな施設を整備等に併し園庭の拡張が必要になる場合もあるが、特に市街地など土地の確保が困難な地域においては対応が難しいことから、園庭の基準を緩和すべきではないか。</p>	<p>幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を屋外にも向け、遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室から自由に入出りできるよう、園舎と隣接した位置に一定の面積を設けることを求めているところである。仮に園舎と同一の敷地内又は隣接する位置にない場所を園庭の代替地とした場合は、物理的に上述のような教育機能を担保することが困難となり、幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねない。このように、園舎、園庭、保育室の全体的な空間構成が幼児教育の根本に関わる重要な意味を持っていることを理解いただきたい。</p> <p>また、園庭の設置・面積については、園舎と同一の敷地内または隣接する位置に存する建物の屋上についても、地上の園庭と同様の環境が確保されているなど一定の要件を満たした場合には、園庭としての必要面積に算入することができるほか、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合には、園庭の面積基準の算出意見(園庭敷×3㎡)分の面積は、安全に移動できる場所であることなど一定の要件を満たせば、必ずしも園舎と同一の敷地内又は隣接する位置にない場所(近隣の公園でも可)の面積を園庭の面積として算入することができるとする移行特例を設けている。提案団体によれば、移行を計画している施設については、園舎・設備及び園庭並びに定員設定等の整備計画の詳細はまだ決まっておらず、現段階では不足する算出面積を算出することは難しい状況というのだが、まずはこうした制度を活用しつつ、園庭面積を確保可能な園舎の設計・設置(既存園舎の活用を含む)や、確保できる面積に応じた年齢ごとの定員設定等を検討していただきたい。</p> <p>一方で、御意見を踏まえ、提案団体のケースのように、幼保連携型認定こども園への移行の際の園舎建て替え時期に一時的に園庭に関する基準を満たさない状況が生じた場合に、幼保連携型認定こども園における教育・保育の実施に支障がない範囲において基準の柔軟な取り扱いが可能かどうか検討を行ってまいりたい。</p>	<p>5【内閣府】 (7) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成27年法律第77号) (8) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち園庭面積に係る基準(同令6条7項)については、幼稚園等から幼保連携型認定こども園への移行や施設の老朽化等に伴う園舎の建て替えなどの施設整備により、当該施設整備に係る期間において当該基準を満たせない場合、幼保連携型認定こども園の設置等の認可業者である地方公共団体が、教育・保育の内容等を確認した上で、一時的な園庭面積の不足についてやむを得ないものとして取り扱うことが可能であること、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 (関係府省:文部科学省、厚生労働省)</p>	通知		<p>「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(令和3年1月29日付府省令第6号)」 文科第1565号/子発0129第1号</p>	<p>幼保連携型認定こども園への移行や園舎の建て替えなどの施設整備期間において基準を満たせない場合、認可業者が教育・保育の内容等の運用上の取扱いについて確認した上で、一時的な園庭面積の不足についてやむを得ないものとして取り扱うことができることを通知。</p>	
		<p>【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、実績報告提出後の半費期間についても確保してほしいとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。</p>		<p>予算の協議決定を遅くすれば、制度の内容について正式にお伝えすることは困難である。しかしながら、地方公共団体の事業設計に関わるものについては、検討段階であっても、可能な限り情報提供に努めてまいりたい。</p>	<p>6【内閣府】 (15) 地方創生推進交付金 (地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。地方創生推進交付金の申請手続については、地方公共団体の検討期間を確保するため、事業設計の参考となる情報を、申請に係る事務連絡の発出前の可能な限り早期に地方公共団体に提供する。) 〔措置済み(令和2年11月30日付内閣府地方創生推進事務局事務連絡)〕</p>	通知	令和2年11月30日	<p>「財務省令和2年度予算執行調査における指摘を踏まえた地方創生拠点整備交付金の今後の申請に係る対応について」(令和2年11月30日内閣府地方創生推進事務局)により、様式案とともに周知した。</p>		

管理 事項	事業区分		事業事項 (事業名)	求める措置の具体的な内容	具体的な実施事例	制度変更による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	模範法令等	制度の所管 ・関係部署	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同実施団体及び当該団体等から示された実施事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									実施事例			見解	補足 資料
											団体名	実施事例			
82	B	地方 に対する 規制 緩和	その他	地方創生推進交付金の対象 について、事務手続の簡 便化・合理化観点から、案件 の明確化を図りたい。 また、過去に自治体からの理 解事項を把握するなど、Q&A の内容をより充実していただ きたい。	地方創生推進交付金は対象外経費が幅広く設定されており、事務連絡文 書に対象外経費として明記されていない経費についても、問合せにより対 象経費又は対象外経費であることが判明する等、対象経費を精選する だけで膨大な作業量が費やされている。 また、Q&A等で統一的な見解が示されていないため、内閣府に問合せを する期に行内において「対象経費か否か」の議論を行う必要があるため、 負担となっている。	対象経費を明確化等することで、国・地方に おける施設作業が簡素化され、事務の効率 化につながる。	2020年度における地 方創生推進交付金 (先駆タイプ、模範開 タイプ、Society5.0タイ プ)の取扱いについて (令和元年12月の目 付け地方創生推進事 務局)	内閣府	鹿児島 県、高知 県、九州 地方知 事会	盛岡市、花 巻市、庄 川市、秋 田県、福 島県、郡 山県、山 形県、宮 城県、三 重県、横 浜市、川 崎市、相 模原市、 小田原市、 津川市、 浜松市、 豊川市、 西尾市、 小牧市、 京都府、 岐阜県、 岡山市、 三原市、 高松市、 愛媛県、 松山市、 久留米市、 熊本、宮 崎県	地方創生推進交付金の対象経費となるか否かについては、事務連絡文書で明記されているものを除き、 判断に迷うものについては、内閣府に都度、確認を行っている状況にあり、確認に要する事務負担は大き い。 問合せの多い事項等については、対象経費や対象外経費の具体例を積極的に示していただけると、事務負 担の軽減につながる。施策の立案等に掛ける時間の増加や地方創生の推進に資する。 Q&A等で対象経費について明確化されていないため、作業量が膨大となり、作業期間も比例して費やさ れることとなり、負担となっている。 〇市が対象者に直接支払う場合と、委託業者が支払う場合で、対象経費となるかどうか取扱いが異なる ケースが見られた。個人給付の基準が曖昧で都度相談する必要がある。過去の問い合わせリストや基準を 示すべきと考える。 〇昨年度の令和元年度東日本台風や現在のコロナ禍のように非常事態の状況下においては、当初想定し ていた事業が実施できなくなることあり、その経費の計上の可否や実施方法の要否などの方針を早期に決 定するためにも、対象経費の明確化等が望まれる。また他市の状況など情報収集に努め、Q&A等で共有さ れることが望ましい。 〇地方創生拠点整備交付金の申請をする際、効果促進事業に該当するか否かについてQAからは読み取り づらい部分があったため、より明確な表現が望まれる。 〇対象経費の確認作業の軽減、対象事業の効率的な実施のため、対象経費・対象外経費を明確化し、国の 統一見解として明示していただきたい。 〇令和元年度地方創生推進交付金事業について、実績報告時に、報償費について、行政機関の手土産に ついては個人給付にあたるとして対象外経費となるなどの指摘を受け、確認、修正作業に多数の作業が発生し た。 当該指摘箇所は、事業申請時から変わらず計上しているものであり、後日、明確に示されていない基準で対 象外経費とされしまうと、対応に苦慮する。	対象外経費についてはQ&Aでお示しているところであり、疑義が生じる経費 については、随時相談を受け付けているところ。一旦に詳細な対象外経費を設 定することは、各地方公共団体が、地域の実情を踏まえ、細意工夫を凝らして 事業化を図る「オーダーメイド型」の地方創生推進交付金の仕組みになじまない と考えられる。 例えば、複数の自治体から問合せを受けたものなどで、通知等に 記載は無いものの貴府内で既に対象経費か否かの判断がついて いるものについては、各自治体に「認知を促す」方が、対象経費確 定に係る国地方双方の負担軽減につながるものと考え、是非差 越え対応を御検討いただきたい。	今回の提案は、対象経費・対象外経費を、地方公共団体に申し て、より明確に示してほしいものである。一律に詳細な対象外 経費の設定まで求めるものではない。 例えば、複数の自治体から問合せを受けたものなどで、通知等に 記載は無いものの貴府内で既に対象経費か否かの判断がついて いるものについては、各自治体に「認知を促す」方が、対象経費確 定に係る国地方双方の負担軽減につながるものと考え、是非差 越え対応を御検討いただきたい。		
164	B	地方 に対する 規制 緩和	医療・ 福祉	子ども・子育て 支援法第30条第2号 認定を受けている 子どもは、申請不 妥で施設等 等利用給付 認定を受けたもの と認定等の事 務の簡素化 を図りたい。 また、過去に自治 体からの理解事 項を把握するな ど、Q&Aの内容を より充実して いただきたい。	子ども・子育て支援法第30条の5第7項に規定する施設等利用給付認定 のみなし認定について、保護者の負担軽減の観点から教育・保育給付 認定(2号・3号)を受けた者は施設等利用給付認定申請(新2号・新3号) を要しないこととされているが、対象となる者に施設等利用給付認定の通 知書を交付することとされている。本市ほか保育所等の保護児童が多い自 治体については、交付対象となる者が多くなるほか、施設等利用給付認定 の対象とならない児童(保護者が育休から復帰しない場合、認可保育所 等・企業主導型保育事業の入所児童等)について、事前又は事後の確認 等の事務負担が発生している。	教育・保育給付認定の通知に施設等利用給 付認定についても併せて通知することで、住 民の利便性の向上が可能となることにも、事 務の負担軽減等の効率化につながる。 なお、みなし施設等利用給付認定の通知を 省略した場合、認可外保育施設等において 法定代理受領としている場合等においては、 施設側が、利用者が施設等利用給付認定 の通知を受けていることを確認する必要が あると考えるが、自治体と施設の間で施設 等利用給付の対象者について定期的な連 絡調整が行われているため、大きな支障は ないと考えられる。	子ども・子育て支援法 第30条の5第3項、 第7項	内閣府	川崎市	千葉市、新 潟市、浜 松市、糸 川市、小 林市、鹿 嶋市、指 宿市	〇担当者が異動することにより能力の低下は避けられず、制度改正も重要な年度当初には法人からの相談 に対応しきれず混乱が生じそうですとある。 〇当市において、保護児童が多く、保護通知を添付する際に施設等利用給付対象か判断し、みなし認定 通知を別途作成している状況である。教育・保育給付認定の通知と併せて通知することで、事務負担の軽減 につながる。 〇当市ほか保育所等の保護児童が多い自治体については、交付対象となる者が多くなるほか、施設等利用 給付認定の対象とならない児童(保護者が育休から復帰しない場合、認可保育所等・企業主導型保育事業 の入所児童等)について、事前又は事後の確認等の事務負担が発生している。 〇制度開始期から、市町村の負担が大きい旨、聞いていた。	通知の時期について、子ども・子育て支援法第20条第6項に抵触しない限り においては各自治体の裁量に任せたいと解します。 なお、施設等利用給付のみし認定にかる通知を利用調整より前に行った場 合、仮に利用調整の結果保育所等に入所可能となった場合、教育・保育給付と 施設等利用給付の二重給付とならないよう、施設等利用給付認定の取消しを 行った上で利用者に通知するといった対応が発生してはならないと留意が必要 です。 通知の方法について、子ども・子育て支援法において妨げられていないと解しま すが、その点についての見解も併せて求めます。	自治体にとっては事務負担が多く、制度も不明瞭なので、お示しい ただいた通知の時期とその留意点及び通知の方法に係る通知文 を発生すること等により、本件に関する取扱いの明確化を求めま す。 また、施設等利用給付認定の取消しに関し、教育・保育給付認定 通知の段階で「利用調整の結果、認可保育所等に入所する上 なった場合には、施設等利用給付の認定を受けたこととはみなさ ない」等の記載を明記することにより二重給付の防止を検討してい ますが、その点についての見解も併せて求めます。		

各府県からの第1次回答を踏まえた追加対象団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	政策経費集計専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月14日閣議決定) 取組内容	対応方針の進捗(検討)状況			
見解	経費資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの進捗(検討)状況	今後の予定
【秋田県】 現在のコロナ禍の状況下においては、予定していた事業について手法を変更したうえで実施しなければならぬなど、対象経費を含めその実施手法について限られた時間の中で検討しなければならぬことから、回答にあたっては速やかかつ明確な回答をお願いしたい。 また、対象外経費の詳細な内容について、事務連絡文書へ明記が難しいのであれば、過去に各自治体から照会があった内容を参考資料として示していたことなどの検討を引き続きお願いしたい。			対象経費か否かの判断が明確についているもの、また、多くの地方公共団体から疑義が寄せられた経費については、今までもQ&Aを更新し、周知してきているところ、引き続き、Q&Aを更新する等、柔軟に対応してまいりたい。		6【内閣府】 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・地方創生推進交付金の対象となる経費について、地方公共団体の判断に預るよう、引き続き、事前相談等を通じて助言に努めると共に、「地方創生推進交付金に関するQ&A」の見直しを行い、令和3年度から実施する事業の申請に係る事務連絡に併せて地方公共団体に通知する。	通知	令和2年12月22日	「令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、模範タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和2年12月22日内閣府地方創生推進事務局)の「(別添2)令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、模範タイプ、Society5.0タイプ)の取扱いについて」により、対象外経費の事例を追記して周知した。	
			引き続き、より使い勝手の良い交付金とするための検討を、可否も含めて行ってまいりたい。		6【内閣府】 (9)子ども・子育て支援法(平24法65) (v)子どものための教育・保育給付認定(20条4項、以下「教育・保育給付認定」という。)を受けている保護者が子育てのための施設等利用給付認定(30条の5第2項、以下この事項において「施設等利用給付認定」という。)を受けたものとみなされる場合(同条7項)における施設等利用給付認定に係る通知(同条9項)の時期や方法については、当該教育・保育給付認定に係る通知(20条4項)と一本化することも含め市町村(特別区を含む。)の判断により決定することが可能であることを地方公共団体に令和2年度中に通知する。	措置済	令和3年3月31日「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ【2021年3月31日版】」において、みなし認定に係る通知書を教育・保育給付認定通知の中にまとめた形で行うことが可能であることを周知。		



各府省からの第1次回答を踏まえた追加事業団体からの異議		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	関連事業検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載事項	対応方針の進捗(検討)状況			
異議	補足資料					進捗方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの進捗(検討)状況	今後の予定
				交付決定前着手の令和3年度からの導入に向けて、関係府省間で検討・調整を進めてまいりたい。	6【内閣府】 (14) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金 地方創生汚水処理施設整備推進交付金については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、令和2年度中に必要な措置を講ずる。 (関係府省: 農林水産省、国土交通省及び環境省)	通知	令和3年3月29日	「地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付事業の一部改正について」(令和3年3月29日付け、2農振第3126号・2水環第2731号・国水水事第80号・環境選発第2103254号)	
		保育士以外の事務職員等がスキルアップのために受講すべき研修について整理の上通知することだが、届出する内容や時期について示していただきたい。	保育士等キャリアアップ研修については、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)において、「保育所においては、当該保育所における保育の種類や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から専任職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない」ときかれたことなどを踏まえ作成したものであり、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付け厚生労働省通知)において研修分野や対象者を明示しているところである。 副指針の、保育士以外の職員に向けた研修分野の新設については、保育士等キャリアアップ研修は、保育現場の多様な課題への対応や着手の指導等を行うリーダー的職員等に対する研修内容や実施方法を定めたものであり、保育士以外の職員も、直接的に業務に携わる専門分野だけでなく、保育所における保育の課題等に関する理解を深めることも重要と考慮しており、その理解を導く前に様々な分野を設けることは必ずしもキャリアアップ研修の本来的な趣旨にはそぐわないため、新たな研修分野を設ける予定はない。副指針の事務職員や調理員等が受講することが望ましい研修分野については、整理の上、今年度中に周知してまいりたい。	6【内閣府】 (9) 子ども・子育て支援法(第94条6号) (10) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教 育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保 育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別 保育に関する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣 府告示40)1条3号の5)の要件となっている研修の取扱 いについては、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。 *研修の実施方法については、e ラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するとともに積極的な活用を促すため、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 *保育所及び地域型保育事業所(以下この事項において「保育所等」という。)が企画・実施する当該保育所等の職員等に対する研修(以下この事項において「園内研修」という。)については、保育所等が園内研修の認定申請に際し、都道府県に提出する申請書の標準様式を新たに定めるとともに、園内研修の変遷により短縮される研修時間の取扱い等の留意事項を明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 *研修実施主体の認定状況等については、地方公共団体に情報提供を行うこととし、その旨を令和2年度中に通知する。 *保育士等が受講したキャリアアップ研修の修了証の効力については、研修の受講地以外の他の都道府県においても効力を有する旨を、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。 *幼稚園教諭等が受講した研修の修了証の効力については、受講科目を容易に選択できるような研修分野については、受講科目を容易に選択できるような研修分野に、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 *研修受講の必須化の延期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で検討し、令和3年度の早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省: 文部科学省、厚生労働省)	通知等	令和3年3月30日付けで通知済	保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野については、受講科目を容易に選択できるように整理を行い、各自治体へ通知した。(令和3年3月30日付け事務連絡「保育士等キャリアアップ研修に係る保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野及びeラーニング等による研修の実施の促進について」)		



各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門委員会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月14日閣議決定) 追加内容	措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	対応方針の措置(検討)状況	今後の予定
<p>【西宮市】</p> <p>左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。</p> <p>【徳島県】</p> <p>厚生労働省所管の補助金(例:保育対策総合支援事業費補助金)においては、都道府県及び市町村への直接補助が可能な事業もある。したがって、認定子ども園施設整備交付金についても、都道府県と法人間の補助事業(都道府県直接補助)に加え、市町村と法人間の補助事業(市町村直接補助)を実施することも可能でないかと考える。</p> <p>【茨木市】</p> <p>更なる事務の簡素化に向けて取り組んでいただきたい。</p> <p>【大阪府】</p> <p>回答いただいている対応により、事務負担の軽減は一定進んでいるとはいえるが、支援事例(国省へ提出することによる事務の煩雑さや追加な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支援事例を踏まえた補助金の一元化等という提案に対する回答としては、不十分と考える。</p> <p>申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急な対応をお願いしたい。</p> <p>【熊本市】</p> <p>事前協議以外の様式が統一されていないことや、書類の作成方法や地方議定基準、本体工事費などの追加について両省で考え方が異なることにより事務処理や予算執行が複雑となっているため、様式の統一等の事務負担の軽減に加えて、認定子ども園に対する交付金を一本化していただきたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>子ども子育て支援新制度に基づく保育施設等の施設整備交付金については、待機児童対策や子育て支援の重点的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の新設等の手続きが複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、施設整備交付金の一本化などを進めること。</p>	<p>施設整備交付金の一本化にあたっては、組織や人材、予算等の面で大幅な変更が必要であるなど、課題があるものと考える。</p> <p>認定子ども園に係る施設整備の事務手続においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費等や内示時期の統一化・事前周知の徹底</li> <li>・協議様式の統一化</li> <li>・補助対象経費における、幼保の棲分方法の明示化</li> </ul> <p>等により、事務負担の軽減を図ってきたい。</p> <p>今後更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。</p> <p>なお、間接補助となっている認定子ども園施設整備交付金については、都道府県と法人間の補助事業もあるため、市町村への直接補助への変更は困難であると考え。</p>	<p>6【内閣府】</p> <p>(4)児童福祉法(昭22法164)及び認定子ども園施設整備交付金</p> <p>保育所等整備交付金及び認定子ども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。</p> <p>【措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)】</p> <p>また、地方公共団体の事務負担を更に軽減する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(関係府省:文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>6【内閣府】</p> <p>(2)児童福祉法(昭22法164)及び子ども子育て支援法(平24法95)</p> <p>(イ)小規模住居型児童養育事業(児童福祉法6条の3第6項)を行う者に委託されている児童については、保育所への入所が可能であることを明確化するため、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱い」について(平11厚生省大臣官房児童養育課福祉部児童福祉課長、児童家庭福祉部福祉課長、保育課長)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p> <p>また、当該児童が保育所へ入所する場合の費用の支弁等の取扱いについても検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(関係府省:厚生労働省)</p>	<p>【対象の明確化】</p> <p>通知改正</p> <p>【費用の支弁】</p> <p>子ども子育て支援法施行令改正</p>	<p>令和3年3月に都道府県に連絡済</p>	<p>これまでの措置(検討)状況</p> <p>認定子ども園に係る施設整備の事務手続における事務負担を軽減するため、委嘱組合等の様式の一部を統一するとともに、入力補助機能が付加した。(令和3年3月メールにて連絡済)</p>		
<p>【高知県】</p> <p>地域によって保育所利用に関する判断にばらつきが出るこのないよう、個別の状況を踏まえ、上で、里親に委託されている児童と同様に、ファミリーホームに委託されている児童も保育所に入所できることを通知等で明確化していただきたい。</p>		<p>ご提案を踏まえ、ファミリーホームの養育者について保育所の利用が可能であること等を明確化するため、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱い」について(平成11年6月30日付け児家第50号)等について今年度中に改正する。</p>	<p>6【内閣府】</p> <p>(2)児童福祉法(昭22法164)及び子ども子育て支援法(平24法95)</p> <p>(イ)小規模住居型児童養育事業(児童福祉法6条の3第6項)を行う者に委託されている児童については、保育所への入所が可能であることを明確化するため、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱い」について(平11厚生省大臣官房児童養育課福祉部児童福祉課長、児童家庭福祉部福祉課長、保育課長)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p> <p>また、当該児童が保育所へ入所する場合の費用の支弁等の取扱いについても検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(関係府省:厚生労働省)</p>	<p>【対象の明確化】</p> <p>通知改正</p> <p>【費用の支弁】</p> <p>子ども子育て支援法施行令改正</p>	<p>【対象の明確化】</p> <p>措置済</p> <p>【費用の支弁】</p> <p>令和3年4月1日施行(令和3年3月31日公布)</p>	<p>【対象の明確化】</p> <p>「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱い(について)」の一部改正について(令和3年3月31日付け子家発0331第1号、子保発0331第1号、児童発0331第1号、厚生労働省子ども家庭局長通知)</p> <p>【費用の支弁】</p> <p>子ども子育て支援法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第93号)</p>			

管理事項	実施区分	実施事項(事業名)	求める措置の具体的な内容	具体的な実施事例	制度変更による効果(施策の実現)による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	関係法令等	制度の所管・関係府県	団体名	その他(特記事項)	<追加共同実施地域及び当該団体等から示された実施事項(主なもの)>		各府県からの第1次回答書	各府県からの第1次回答書を読んだ当該団体からの見解		補足資料
										団体名	実施事例		見解	見解	
209	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・ 福祉	新制度未移行 行動圏の 利用者負担 軽減	新制度未移行行動圏の利用者が月の途中で転居せず市町村をまたがた転居をした場合、毎月1日を基準日とし1月1日までの施設等利用給付費の支給を可能とする。	「子育てのための施設等利用給付」に係る認定に当たっては、「日」単位ではなく、「日」単位での認定となる。新制度未移行行動圏の利用者が、月の途中で他市町村へ転出した場合、改めて転出先の市町村が認定のうえで施設等利用費を支給する必要があるが、転出前後の支給額は日割り計算により算出するため、転出があった場合、その月の当該幼児教育の事業等に伴う日割りや月割等の期間状況やその振替による平日の休園等を確認し、転出前後のそれぞれの日数に応じて算出する必要がある。また、「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ」(2020年9月15日版)において、国は日割り計算を去過した法則のもとで実施することにより市町村間の日割り計算に係る連絡調整は不要としているが、転出前後の市町村で過給付を防止するため、確認の必要がある。したがって、月の途中の市町村間の転出入に伴う日割り計算の事務の軽減のため、在園しながら転出した場合は、「日」単位ではなく、毎月1日を基準日として、基準日に属する市町村が当該月に係る施設等利用費の全額を支給する取り扱いを認め、事務の簡素化を図っていただきたい。「参考」件数：月5件程度・事務量(異動後の)市町村でそれぞれ必要)異動情報の把握 3時間/月1件の対応時間 2時間(日割り金額の算出・幼稚園との調整・相手方市町村との調整)	住民の利便性の向上・事務負担の軽減	子ども・子育て支援法、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)」(令和元年9月13日)第3の1の(3)、「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ」	内閣府、文部科学省、厚生労働省	豊橋市、高岡市、新城市、原田市	滝沢市、郡山市、前橋市、川越市、川崎市、蓮田市、柏市、日南市、高崎市、浜松市、京都市、西条市、鹿沼市、沼西市、指宿市	○保護者からの転居の申し出遅れにより認定期間に空白を生じるケースや、特に転居元の自治体となった場合に認定申請書の発行が遅延し、転居元と転居先との間に空白が生じているケースなどが発生している。月途中の転出入に伴って切れ目ない給付を受けるためには自治体の事務負担が大変な点も考慮する。 ○未移行の幼稚園に通っている児童の転居に伴わない転入において、市区町村で住民異動の把握を徹底しておくかないと、市区町村間の請求内容に過誤が生じる可能性があり、事務処理が更に複雑化している。当該でほとんどで住民異動の把握が出来ないの毎月異動発生件数の住所異動調査を行っている。この作業が事務負担となっているため、月の初日付で月単位の給付費の支給を可能にしたい。 ○当月も同様により市町村間の確認作業等に時間を要していることから基準日を設けることにより、事務の負担を軽減するものとする。 ○当月でも同様の事例が出ており、特に年度末の転入が多く、その都度精算することとなる。その際の日割り計算については内閣府が示すFAQで見解が示されているものの、その運用や開所日に関する考え方については地域毎、市区町村毎に異なっており、その調整に手間取っている。また、複数市から利用者を受け入れる場合は複数市それぞれで異なる運用法に変わらなければならない。事務が煩雑となっている。また、日割り計算となることで、10円未満が切り捨てとなることから、ひと月丸々在籍しているにも関わらず、その月の施設等利用費を満額給付を受けることが出来ない。 【当時の現状】 ■転出入(日割り計算)発生件数 例月(5、6、9、10、12、2月)：少なくとも、それぞれ5件程度 年度末、年度当初(3、4月)：40件程度 ■1件当たりの処理時間 既行例：2時間程度/新規対象園：最低3時間程度(制度の説明、今後の手続きも含めての対応となるため) ■所要時間 ①例月：5件×2時間×6か月＝少なくとも80時間程度 ②年度末、年度当初：20件×2時間×2(歳上)＝少なくとも80時間程度 ③年度末、年度当初：40件×2時間＝少なくとも80時間 ④年間(＝①+②+③)：少なくとも220時間 ○住所変更は転入後14日以内に手続きを完了することとされており、転出日・転入日の確定は住所異動が生じた事後に判明する。そのため、転入日以降の転入届出日以降に転入先市町村では施設等利用給付認定申請を受けると、認定開始日を申請日より遡及しない旨の園の取り扱いによる転入日と認定起算日が一致するとは言い難く、転出先市町村と転入先市町村の双方で認定終了日と認定開始日を確認しなければならぬ。 転出先市町村及び転入先市町村の双方で転出・転入の事実と保護者の申請状況を確認し、転入先で申請がなされていない場合は案内や施設への情報提供などの調整を都度行う必要がある。また、未移行幼稚園の場合はその月の期間を算出したうえで日割り算定が必要であり、さらに施設等利用費を代理受領請求した翌月に転出・転入の事実確認ができて日割り算定の差額調整を行うなど、市町村及び施設の事務負担は大きい。 施設等利用費が月上開帳を単位としていること、教育・保育給付認定の自治体向けFAQでは市町村間での調整がつかない場合は月割りの取り扱いが可能と示されていることなどから、月の1日の基準日として月割りで算定とする取り扱いを可能にしたい。 ○子育てのための施設等利用給付が自単位の認定とされたことにより、年度途中転入者の施設等利用費の算出のため幼稚園へ開所日数の確認、重複給付をさけるため転入先自治体との調整業務、日割り金額算出後の採算作業など、事務負担が増大している。園児保護者にとっても認定日の遡及が出来ないため、転出入の届出後、速やかに認定の申請を行う必要があるなど不利が生じやすい制度となっている。月単位の算定に改定するなどし、事務の簡素化及び園児保護者の利便性向上を求めたい。当該において日割り計算が必要となる件数 月12件程度 ○特に年度末の異動について日割り計算とすると、結果的に対象者への給付の遅れの原因となる。	住民サービスは居住地自治体へ負担することが一般的であり、国費は結果的に戻りがないとしても、その原則を変更する必要があるかは慎重な検討が必要と考えている。例えば、1日しか居住していない自治体が90%分の業務・費用を負担することのアンバランスを踏まえ、単に月の初日を基準にすることは不適切と考えられる。幼児教育・保育の無償化は昨年10月から開始されたもので、本手続もそれに伴い無償化に関係する市町村業務を検討する会議(全国市長会・全国町村会推定の12自治体がメンバー)における検討を経て、実行の取扱いとなっている。ただ、本提案と同様の転出入の際の認定の空白の問題については当該会議でも既に議題となっており、空白を生じさせないための事務の留意事項を通知する方向で検討しているところであり、まずは当該通知を発生して対応したい。また、転出入時における住民票部局との連携についても認定の空白を生じさせないための課題となっており、その点についても自治体に通知する方向で検討している。本論点については、当該会議においても引き続き検討していく予定である。	今回の提案は、関係自治体間で合意した場合における月割り計算による給付の認定を求めるものであり、日割り計算による給付からの金銭的な負担による給付への移行を求めるものではないことから、月割り計算の取り扱いについてご検討いただき、お認め願いたい。		
256	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・ 福祉	幼児教育・ 保育の無償 化に係る月 割りの取扱 い可能と すること	幼児教育・保育の無償化に伴う給付認定の有効期間の短縮を申請後初めて施設等を利用した日か認定日のいずれか早い方としており、認定開始日を認定の申請日より前に遡及することはできませんとされ、遡及認定はできないと規定されている。また、FAQ(7-16)においては、「認定期間に空白が生じることにより利用者の不利が生じかねない」という、市町村間で在籍圏の異なる園児によりすかやかな認定手続きをお願いします」ともされている。しかし、保護者の申請するタイミングによっては、認定期間に空白が生じることがある。例えば、児童の転居に伴わない転入の場合、申請手続きが転入日より後に認定期間に空白が生じ、保護者が実費で保育料を負担することになるといった事例が多い月で20件程度発生している。そのため、教育保育給付認定のFAQ(4-18)のとおり当該市町村間で調整がつかない場合には、月割りの取扱いとすることはできないか。	利用者の利便性向上に資する。	子ども・子育て支援法、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)」(令和元年9月13日)第3の1の(3)、「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ」	内閣府、文部科学省、厚生労働省	熊本県	滝沢市、郡山市、前橋市、高岡市、新城市、原田市、千葉市、柏市、豊橋市、京都市、西条市、鹿沼市、沼西市、指宿市	○同様の事例は月20件程度発生している。新2号を取得している新制度未移行幼稚園の利用者については、速やか保育や認可外保育施設の利用について把握する必要がある。 ○転居に伴わない転入の場合日割り計算により事務が煩雑になっており、月割りの取り扱いを認めていた方がよいと考える。 ○住所変更は転入後14日以内に手続きを完了することとされており、転出日・転入日の確定は住所異動が生じた事後に判明する。そのため、転入日以降の転入届出日以降に転入先市町村では施設等利用給付認定申請を受けると、認定開始日を申請日より遡及しない旨の園の取り扱いによる転入日と認定起算日が一致するとは言い難く、転出先市町村と転入先市町村の双方で認定終了日と認定開始日を確認しなければならぬ。 転出先市町村及び転入先市町村の双方で転出・転入の事実と保護者の申請状況を確認し、転入先で申請がなされていない場合は案内や施設への情報提供などの調整を都度行う必要がある。また、未移行幼稚園の場合はその月の期間を算出したうえで日割り算定を行う必要があり、さらに施設等利用費を代理受領請求した翌月に転出・転入の事実確認ができて日割り算定の差額調整を行うなど、市町村及び施設の事務負担は大きい。 施設等利用費が月上開帳を単位としていること、教育・保育給付認定の自治体向けFAQでは市町村間での調整がつかない場合は月割りの取り扱いが可能と示されていることなどから、月の1日の基準日として月割りで算定とする取り扱いを可能にしたい。 ○子育てのための施設等利用給付が自単位の認定とされたことにより、年度途中転入者の施設等利用費の算出のため幼稚園へ開所日数の確認、重複給付をさけるため転入先自治体との調整業務、日割り金額算出後の採算作業など、事務負担が増大している。園児保護者にとっても認定日の遡及が出来ないため、転出入の届出後、速やかに認定の申請を行う必要があるなど不利が生じやすい制度となっている。月単位の算定に改定するなどし、事務の簡素化及び園児保護者の利便性向上を求めたい。当該において日割り計算が必要となる件数 月12件程度 ○特に年度末の異動について日割り計算とすると、結果的に対象者への給付の遅れの原因となる。	住民サービスは居住地自治体へ負担することが一般的であり、国費は結果的に戻りがないとしても、その原則を変更する必要があるかは慎重な検討が必要と考えている。幼児教育・保育の無償化は昨年10月から開始されたもので、本手続もそれに伴い無償化に関係する市町村業務を検討する会議(全国市長会・全国町村会推定の12自治体がメンバー)における検討を経て、実行の取扱いとなっている。ただ、本提案と同様の転出入の際の認定の空白の問題については当該会議でも既に議題となっており、空白を生じさせないための事務の留意事項を通知する方向で検討しているところであり、まずは当該通知を発生して対応したい。また、転出入時における住民票部局との連携についても認定の空白を生じさせないための課題となっており、その点についても自治体に通知する方向で検討している。本論点については、当該会議においても引き続き検討していく予定である。	転出入の際の認定の空白を生じさせないための事務の留意事項については、どの種にお考えなのか具体的に示し戻し、通知の発生も早急にお願したい。住民票部局との連携については、各自治体の意見も踏まえながら早急にご検討いただき、通知の発生をお願いしたい。			

各府県からの第1次回答を踏まえた追加策案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	政策事業検討専門委員会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和2年の地方からの協議等に関する対応方針(令和2年12月14日閣議決定)取組内容	推進方法(検討状況)	実施(予定)時期	対応方針の進捗(検討)状況	今後の予定
<p>【川崎市】</p> <p>「子育てのための施設等利用給付」については、在園したまま市区町村が変更したとしても、保護者が既に住所異動をしたことを在らずにしていることある。そのような場合、転出元の自治体で給付費の支払いを行うにあたり、資格を確認すると既に転出していて、そのことを聞かされたとしても、既に転出してから自身が経過していることから、転出先の自治体で遡及しての認定が受けられず、認定空白期間が出来、保護者が支払いをしなくてはならないケースがある。</p> <p>「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ(2020年3月5日版)5-7」において、卒業児に係る3月の月途中については、認定期間の重複がないよう調整する必要はあるものの、転出元自治体でも支給は可能であるとされている。保護者側、園側、自治体側全てにおいて月割りにて処理することにより負担が軽減されることになる。</p>		<p>○新制度未移行幼稚園を利用した場合における施設等利用給付については、月割りにする方向で整理・通知したいとの説明があったが、早急な対応が必要であり、今後のスケジュールについて示していただきたい。</p> <p>○認可外保育施設等、施設等利用給付の対象となる新制度未移行幼稚園以外の施設や預かり保育事業等についても月割りとする事が可能か検討いただきたい。</p>	<p>＜新制度未移行幼稚園について＞</p> <p>新制度未移行幼稚園の利用者が月の途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合の当該月の施設等利用給付の支給について、教育・保育給付と同様に、当該市町村間で調整があった場合には、月割りの取扱いとして差し支えない旨を「幼児教育・保育の無償化に関するFAQ」に追加し、なるべく早期に、遅くとも10月中には各自治体にお示しする方向での対応を予定している。</p> <p>＜認可外保育施設等、施設等利用給付の対象となる新制度未移行幼稚園以外の施設・事業について＞</p> <p>認可外保育施設等、施設等利用給付の対象となる新制度未移行幼稚園以外の施設・事業については、新制度未移行幼稚園とは異なり、①必ずしも毎日利用するとは限らず、地方自治体において利用実態を個別に確認する必要があること、②特に認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ワザビ)・サポートセンター事業)の施設・事業については、制度上、月割りの対応の範囲内において、複数サービスへの利用が可能となっており、その観点からも個別の利用実態の確認が求められることから、施設・事業の性質上、また施設等利用給付の制度上、新制度未移行幼稚園と同様に扱うのは困難であると考えます。</p> <p>また、本年7月に市町村業務を検討する会議(全国市長会・全国町村会推薦の12自治体メンバー)に、本件についてお話しした際にも、新制度未移行幼稚園については、月割りの適用も可能であると思うが、施設等利用給付すべてにおいて月割り可能とする、かかって調整事務が増大してしまう事務の負担軽減と逆行する形になるとの意見も複数提起されており、現場の声という観点からも慎重な検討が必要であると考えます。</p>	<p>【6内閣府】</p> <p>(9)子ども・子育て支援法(第24条65)</p> <p>(iv)子育てのための施設等利用給付(30条の2)について、施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)が、その小学校就学前子ども(30条の4第1項)の利用する特定子ども・子育て支援施設(7条1第4号)の施設に在る。を要せず1月の途中で他の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に転居した場合に、関係市町村間の調整により、月割りによる給付が可能であること等を地方公共団体に通知する。</p> <p>【措置済み(令和2年10月26日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ2020年10月30日版)】</p> <p>【関係府省:文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>事務連絡等通知</p>	<p>令和2年10月30日「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ【2020年10月30日版】」を発売。</p> <p>令和2年10月26日「転出入時における事務手続の円滑化に向けた連携の強化について」を発売。</p>	<p>「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ【2020年10月30日版】」において、転出入の際の空白を生じさせないための事項の留意事項を入れるとともに、同一圏在園中の転出入のケースで、当該市町村間で調整があった場合には、教育・保育給付と同様に月割りの取扱いとしても差し支えないことを周知。</p> <p>転出入時における事務手続の円滑化に向けた住民基本台帳担当部局との連携の強化について(令和2年10月26日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡通知)において、転出入時における給付認定が円滑に行われるよう住民基本台帳担当部局との連携等についてを周知</p>	
		<p>○新制度未移行幼稚園を利用した場合における施設等利用給付については、月割りにする方向で整理・通知したいとの説明があったが、早急な対応が必要であり、今後のスケジュールについて示していただきたい。</p> <p>○認可外保育施設等、施設等利用給付の対象となる新制度未移行幼稚園以外の施設や預かり保育事業等についても月割りとする事が可能か検討いただきたい。</p>	<p>転出入の際の認定の空白を生じさせないための事務の留意事項については、「幼児教育・保育の無償化に関するFAQ」に追加し、なるべく早期に、遅くとも10月中には各自治体にお示しする方向で検討している。その考えについては現在、検討中であるが、例えば、施設等利用給付認定を取消する場合である、子ども・子育て支援法第30条の9新1項第2号の「当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至った」と認めるとき、転出届が提出された日ではなく、転入先市町村に転入届が提出された日と、転出元自治体は転入先自治体に転入届提出日を確認し、提出日に合わせて転出元自治体における認定の取消しを行うことなどを明示するといったことが考えられる。</p> <p>住民基本台帳との連携に関する事務連絡については、市町村業務を検討していた際にこの意見も踏まえながら、なるべく早期に、10月中をめどに各自治体に発出する方向での対応を予定している。</p>	<p>【6内閣府】</p> <p>(9)子ども・子育て支援法(第24条65)</p> <p>(iv)子育てのための施設等利用給付(30条の2)について、施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)が、その小学校就学前子ども(30条の4第1項)の利用する特定子ども・子育て支援施設(7条1第4号)の施設に在る。を要せず1月の途中で他の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に転居した場合に、関係市町村間の調整により、月割りによる給付が可能であること等を地方公共団体に通知する。</p> <p>【措置済み(令和2年10月26日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ2020年10月30日版)】</p> <p>【関係府省:文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>事務連絡等通知</p>	<p>令和2年10月30日「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ【2020年10月30日版】」を発売。</p> <p>令和2年10月26日「転出入時における事務手続の円滑化に向けた連携の強化について」を発売。</p>	<p>「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ【2020年10月30日版】」において、転出入の際の空白を生じさせないための事項の留意事項を入れるとともに、同一圏在園中の転出入のケースで、当該市町村間で調整があった場合には、教育・保育給付と同様に月割りの取扱いとしても差し支えないことを周知。</p> <p>転出入時における事務手続の円滑化に向けた住民基本台帳担当部局との連携の強化について(令和2年10月26日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡通知)において、転出入時における給付認定が円滑に行われるよう住民基本台帳担当部局との連携等についてを周知</p>	

管理事項	事業区分	事業事項 (事業名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度変更による効果 (施策の実現による市民の利便性の向上、行政の効率化等)	模範法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同実施主体及び当該団体等から採られた支援事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答書	各府省からの第1次回答等を読んだ上での実施団体からの見解	
										団体名	支援事例		見解	補足資料
257	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の施設整備事業に対する交付金の一本化による協議の統一及び施設整備事業に対する交付金の一本化等	幼保連携型認定こども園の施設整備事業に対する交付金の一本化による協議の統一及び施設整備事業に対する交付金の一本化等	交付金が一本に統一されることで事務負担が大幅に軽減され、行政の効率化に資する。	児童福祉法第56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	熊本県		北海道、旭川市、八幡平市、盛岡市、滝沢市、宮城県、郡山市、いわき市、須賀川市、新米沢市、新潟県、新潟市、富山県、長野県、長野市、大宮市、京都市、大塚市、兵庫県、神戸市、西宮市、香芝市、徳島県、西条市、長崎市、鹿野島市、指宿市、沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当市の特定・教育保育施設9施設のうち6施設が認定こども園であり、近年はほとんどの施設整備で事業の複雑な採分計算や各種書類の大量作成が必要となっている。こうした事務負担は、市内(園)への申請書に加え、事業者からの申請書に対して同様であることから、一本化による負担軽減効果は大きい。</li> <li>○災害時など、被災した施設が認定こども園だった場合、保育所部分は厚生労働省が、幼稚園部分は文部科学省が受審者となることになり、所轄庁が分かれることで手続きが複雑になる。</li> <li>○施設整備に係る補助は、施設種別によって、所管省庁が分かれ、所管毎の補助制度で補助額を算出しなければならない。</li> <li>特に、認定こども園における補助額の算出において、複雑な採分計算を求められること、また交付金が統一されていないことにより、各所管で理解が異なる場合、一方の所管では補助対象だが、他方の所管では補助対象外となる場合があり、事務の複雑化や補助事業者への理解が得られにくい現状がある。よって、交付金が内閣府等に統一されることにより、事務の効率化や事業者への理解が得られやすくなる。</li> <li>○当市における施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること等、制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。</li> <li>○様式の統一化図られたが、2省への申請は残されており、また対象となる事業に差があり、空欄の新設において、厚生労働省の保育所等整備交付金では、認められて、文部科学省の認定こども園整備費補助金では認められないという状況があるため、質疑事項について、2省庁にしなければならず、手続きに時間を要することになる。円滑な事業実施のために判断の統一化を図ることで、課題が解決される。</li> <li>○当市においても幼保連携型認定こども園が立ち上がり、各施設の機能部分において申請を分けることは実務上の事務負担が発生することが懸念される。</li> <li>○当市では、事前協議の際は県経由で同じ書類を提出し、一度の申請で済むが、交付申請や実績報告については、定規と同様に別の所管へ別形式の書類を提出するため、事務負担が非常に大きく、煩雑な手続きを要す。また、幼保連携型認定こども園における整備の場合、特殊付帯工事の取扱い(計算方法)が非常に複雑であり、県に照会しながら事務を進めている状況であるため、事務処理に多大な時間を要する。</li> <li>「防災・減災、国土強靱化のための5か年緊急対策」事業にあたるかの判断(厚生労働省と文部科学省で違うケースがあるため、内容が出るまで市の考えを固めることが難しい)がある。</li> <li>○幼保連携型認定こども園の施設整備において、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金と厚生労働省と文部科学省に重複した内容の多い申請書類を提出する必要があり、また、それぞれに採分(保育所分)と文科省分(幼稚園分)の事業費を算出し経費を算出することから、事務処理に負担が生じている。</li> <li>○当市においても、幼保連携型認定こども園が施設整備を行う場合、保育所機能部分は厚生労働省(保育所等整備交付金)、幼稚園機能部分は文科省(認定こども園施設整備交付金)からの補助となるため、厚生労働省と文科省の両方に協議を行う必要がある。1つの事業に対して、2つの業務を行わなければならないため事務負担が大きくなっている。</li> <li>○同一の施設に対する補助が省庁の縦割りにより非効率に運営されている実態があることから、所管庁を一元化することに賛同する。</li> <li>○認定こども園建築の場合、厚生労働省の保育所等整備交付金と文科省の認定こども園施設整備交付金を活用することになる。内閣府の交付金として一本化することにより、面積採分等が必要となり、交付申請及び実績報告の際の業務負担の軽減が図れる。</li> <li>○1. 認定こども園において、補助対象を保育と教育で分け、さらに採分率や基準額、報告書類等が異なることで、一律、制度を複雑化しており、補助事業者が市を通して園に提出する交付金に係る提出資料について、教育と教育の判断基準が理解しづらく、市に多くの問い合わせがある。また、県が提出する際にも、保育と教育の判別がつかない場合には、文部科学省と厚生労働省の両方に内容を確認することがあるため、事務負担が大きくなっている。</li> <li>2. 当庁として、要綱とその改正時期、通知の内容が異なることに加え、問い合わせや書類の提出先も複数であるため、複雑化と事務作業の煩雑さが発生している。</li> <li>○県内の事例でも同様の不便がある。</li> <li>○厚生労働省と文部科学省の両方に協議を行っている現状において、業務の重複のみならず、保育所機能部分と幼稚園機能部分の採分作業が負担となっている。特に、両省で運用が異なる事務(財産部分の考え方、2か年事業における繰越処理の方法、災害復旧事業における補助対象範囲等)は事業者の十分な理解を得難く、煩雑に伴う誤謬の修正作業も膨大となっている。交付金の一本化が実現すれば、行政及び事業者の大幅な事務削減が可能で、交付金の適切な活用にも資するものと判断する。</li> <li>○1つの事業に対して、同一の協議を2ヶ所へ行うことは、負担が大きく、交付金の一本化を求める。</li> <li>○ 幼保連携型認定こども園の施設整備において、保育所相当部分と幼稚園相当部分の区分をなくし、意図を一本化することにより、同一の内容を2か所に協議・申請する手間や、複雑な採分計算、修正が生じた際の調整連絡等が必要となり、事業者、自治体の事務の効率化に資する。本提案は、新制度開始時より多数の自治体が求めているものであり、早急に改善を図りたい。</li> <li>○認定こども園に係る施設整備交付金の一元化により、自治体、補助事業者双方において、交付申請等に係る事務の省力化、効率化が図られることから制度改正が必要である。</li> <li>○老朽園舎の建替えや大規模修繕において、事務が煩雑</li> <li>○認定こども園の新増設に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な採分等で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。</li> </ul>	認定こども園に係る施設整備の事務系統においては、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施や内申時期の統一化・事前周知の徹底</li> <li>・協議様式の統一化</li> <li>・補助対象経費における、幼保の採分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。</li> </ul> 今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。	事前協議以外の様式が統一されていないことや、書類の作成方法や地方優先基準、本体工事などの加算について両省で考え方が異なることにより事務処理や予算集計が煩雑となっているため、様式の統一等の事務負担の軽減に加えて、認定こども園に対する交付金を一本化していただきたい。	

各府県からの第1次回答を踏まえた追加実施団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	理事長兼専任専門職会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月14日閣議決定) 取組内容	推進方法(検討状況)	実施(予定)時期	対応方針の進捗(検討)状況	今後の予定
<p>【西宮市】</p> <p>左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。</p> <p>【八王子市】</p> <p>現在の補助金は、認定こども園を新設する場合には、補助対象経費を効果で区分した場合により補助金が交付されるものの、既存の認定こども園で教育部分と保育部分の施設整備区分が異なる場合には、区分により一方の補助金額が正しく計上されないケースがあり、前記上の不備を抱えている。このため、適正な補助金額が交付されるように制度の見直しを求め。</p> <p>なお、按分方法についても示されているが、内容が煩雑で分かりづらく、事業者の理解が難しい補助金制度となっている。</p> <p>とりわけ幼児進捗型認定こども園については、本来、教育と保育を一体となって実施する施設であるにもかかわらず、補助対象経費を効果で区分して算出することは、施設の性格を考慮しても妥当な仕向かであるとはいえない。よって、改めて幼児進捗型認定こども園の施設整備事業に対する交付金の一本化を求めるものである。</p> <p>【高崎市】</p> <p>事前事業や内示時期の統一化、協議様式の統一化によって多少の負担軽減は図られたが、統一様式でも2つの協議書類を作成しなければならず、未だ多大な事務負担が残っている。</p> <p>また、交付申請や実績報告書等は統一されておらず、依頼の時期も異なるため、事前協議以上に負担を感じている。</p> <p>厚労省と文科省の双方に協議を行うこと自体が、一連の事務を煩雑にしている根本的な原因であることをご理解いただき、解決に努めていただきたい。</p> <p>【茨木市】</p> <p>更なる事務の簡素化に向けて取り組んでいただきたい。</p> <p>【大宮市】</p> <p>回答いただいている対応により、事務負担の軽減は一定進んでいるとは見えるが、支障事例(国省へ提出することによる事務の煩雑さや多大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた補助金の一元化等という提案に対する回答としては、不十分と考える。</p> <p>申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急な対応をお願いしたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>幼児進捗型認定こども園の施設整備交付金については、待機児童対策や子育て支援の重要な表現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請等の手続きが複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、施設整備交付金の一本化などを進めること。</p>	<p>施設整備交付金の一本化にあたっては、組織や人材、予算等の面で大幅な更直しが必要であるなど、課題があるものと考える。</p> <p>認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画や内示時期の統一化・事務開始の徹底</li> <li>・協議様式の統一化</li> <li>・補助対象経費における、効果の区分方法の明示化</li> </ul> <p>等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。</p> <p>今後更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。</p>	<p>6【内閣府】</p> <p>(4)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。</p> <p>【措置済み(令和2年4月8日付付文部科学省初等中等教育局長通知)】</p> <p>また、地方公共団体の事務負担を更に軽減する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(関係府省:文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>通知</p> <p>令和3年3月に都道府県に連絡済</p>	<p>認定こども園に係る施設整備の事務手続における事務負担を軽減するため、実績報告書の様式の一部を統一するとともに、入力補助機能を付加した。</p> <p>(令和3年3月メールにて連絡済)</p>				

管理事項	実施区分	実施事項(事業名)	求める措置の具体的な内容	具体的な実施事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	関係法令等	制度の所管・関係部署	団体名	その他(特記事項)	<追加共同実施団体及び協議団体等から寄せられた実施事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた協議団体からの見解		補足資料
										支援事例			見解		
										団体名	実施内容		見解	見解	
200	18 地方 防災・ 安全 の 規制 緩和	消防・ 安全 の 規制 緩和	災害救助法による救助期間の延長を求め、特別基準を救助期間における場合における協定の協議方法の見直し	災害救助法では、救助期間等の基準(以下「一般基準」という)が内閣府告示3項、災害救助法施行令第8条、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実施費の基準(平成25年10月1日号外内閣府告示第228号)、災害救助事務取扱要領(令和元年10月)「応急修理制度(応急)」内閣府政策統括官(防災担当)	災害対応時の繁忙期において、形式的な事務の簡素化が図られる。	災害救助法第4条第3項、災害救助法施行令第8条、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実施費の基準(平成25年10月1日号外内閣府告示第228号)、災害救助事務取扱要領(令和元年10月)「応急修理制度(応急)」内閣府政策統括官(防災担当)	内閣府	指定都市市長会、栃木県、千葉県、高知県	福島県、栃木県、埼玉県、前橋市、沼津市、名古屋、宮城県、岩手県、山形県、宮崎県、大分県、八尾市、富山県、倉敷市、福岡県、宮崎県	<p>○平成30年7月豪雨災害でも同様にご覧項目ごとに延長を行う必要があるが、毎週、複数の担当課への確認が必要で、内閣府告示において一般基準等を定めているところ。</p> <p>○救助の遅延ごとの異なる期間が一般基準として設けられているため(避難所設置で7日、生活必需品の給付と・食料・衣類・日用品など)、複層的に救助の進捗管理と協議が求められている。令和元年東日本台風(台風19号)では、48時間以内で災害救助法が適用されたため、国との協議は複雑な作業と多岐の時間を取られた。</p> <p>○前線がアフリカ大陸から発生したため、避難所開設など災害対応の長期化が見込まれることから、一般基準で定められた期間ごとに延長する運用を改め、災害規模・被災状況を踏まえた期間延長ができるよう、制度改正を希望する。</p> <p>○災害の規模や発生時期、被災者の状況によって必要な対応期間が異なることが考えられます。</p> <p>○救助期間の弾力的な設定は被災者支援の充実につながると考えられることから有効であると考えます。</p> <p>○災害救助法上の一般基準で定められる期間の内、避難所設置や飲料水の供給などは、7日間とされているところがあるが、実際に災害救助法が適用となるような大規模災害にあっては、7日間で救助が完了するとは考えづらく、また、延長協議は関係に行えるとしても、形式的な協議が毎週発生することは、災害対応で多忙を極める中においては、不要な業務と考える。救助期間の見直しを行い、内閣府との協議をより簡便化できるよう、制度改正を希望する。</p>	災害救助法による救助の方法、程度及び期間については、同法施行令第3条第1項に基づき、内閣府告示において一般基準等を定めているところ。	「救助に必要な期間」を定めて延長する方法を運用し可能とするのであれば、本提案における支援事例は解決するものと考えられる。	<p>今後、①一般基準による期間を基にした画一的な期間延長のみを運用しないこと、②期間延長の決定方法に関する基本的な考え方や具体的な判断基準を示すこと、③柔軟な期間延長が可能となること等について、早急に文書により通知いただきたい。</p> <p>また、「延長すべき期間が予測できる場合」が一定期間以上の延長が必要である場合に該当しない場合についても、一般基準で定められた期間でなく、自治体の判断で延長する期間を決定できること、御検討願いたい。</p>		
11	18 地方 福祉 の 規制 緩和	医療・ 福祉 の 規制 緩和	体質不良児対応型の病児保育事業においては、看護師等1名以上配置することが要件であり、看護師等は体質不良児への対応のほか、施設及び児童全体の日常的な保健対応や子育て家庭への相談支援の役割を担うこととされているが、次の要件緩和を求める。①病児対応、病後児対応型と同様に近隣病院等から駆け付けられる等の迅速な対応が可能であれば看護師等の配置を要件としない。②本事業における看護師等の役割については、体質不良児への対応に特化する。	利用児童の有無にかかわらず看護師等の配置が必須のため体質不良児対応型を実施する施設数の拡大が進まない。H27の地方からの提案等に関する対応方針により、病児保育事業については、近隣病院等から駆け付けられる等の迅速な対応が可能であれば職員1名以上の配置が要件とならないと柔軟な対応が可能であることが明確化されたものの、体質不良児対応型については適用されていない。また、実施要綱上、体質不良児対応型を担当する看護師等に施設及び児童全体の日常的な保健対応等の役割が課せられているが、本役割は体質不良児対応型の実施要綱に明記は必ず必要とされており、病児保育事業実施施設においても保育士が行っていることから、本事業の実施要件として定めることは不要と考える。	保育所等において体質不良児への病児保育を実施していることは保護者の安心感につながるから、実施施設数の拡大によって、より多くの家庭に子育てへの安心感を持ってもらえる。また、看護師等の保育所等への常駐を要件としないことで、域内の限られた看護人材を有効に活用できる。	子ども子育て支援法施行規則、病児保育事業実施要綱	内閣府、厚生労働省	富山市	盛岡市、宮城県、岩手県、新潟市、長野県、大山市、徳島県、宇和島市	<p>○看護師の常駐については、子どもと保護者の両方に必要と考えるが、一方で常駐をしていない場合は、医師に診察させた後、保護者から心強い確認の上で受け入れ、訪問対応を行う病児・病後児対応型と異なり、児童全体の日常的な健康管理・衛生管理等の保健対応や子育て家庭への相談支援の役割を担うとともに、児童が保育中に発熱するなど体質不良となった場合においては、直ちに児童の症状などに気づき、保護者へ、緊急的な対応を行うことができるよう、安心・安全な体制を確保するためである。体質不良児の発生について見守ることは困難であり、初期対応の遅れによって児童の生命・身体に危険が生じる可能性があることから、画一的に看護師を常駐させることなく、本事業の実施に必要となる子どもが増加しているなか保育士も安心して保育対応が行えます。</p> <p>○県内の市町村からも看護師の確保が困難という意見がある。</p>	体質不良児対応型において画一的に看護師を常駐することとしているのは、医師に診察させた後、保護者から心強い確認の上で受け入れ、訪問対応を行う病児・病後児対応型と異なり、児童全体の日常的な健康管理・衛生管理等の保健対応や子育て家庭への相談支援の役割を担うとともに、児童が保育中に発熱するなど体質不良となった場合においては、直ちに児童の症状などに気づき、保護者へ、緊急的な対応を行うことができるよう、安心・安全な体制を確保するためである。体質不良児の発生について見守ることは困難であり、初期対応の遅れによって児童の生命・身体に危険が生じる可能性があることから、画一的に看護師を常駐させることなく、本事業の実施に必要となる子どもが増加しているなか保育士も安心して保育対応が行えます。 <p>○県内の市町村からも看護師の確保が困難という意見がある。</p>	一次回答では「体質不良児の発生の見守りは困難」とされているが、保育所においては、児童の健康・安全を守るための日常的な保健対応として、各クラスの担任保育士が、昼所帯における保護者からの健康状態の聞き取りや、検温等による子どもの健康状態の観察や記録、保護者からの体質に基づく医師の処方による薬品などを行い、朝の登園の健康・様子を把握し、積極的に健康状態を確認しており、体質不良児の発生に早く気づくよう、全てで目を配っている。	<p>このような中、体質不良児を把握した場合には、まず保護者へ連絡を取り、児童の状態を伝え、迎えに来るまでの間の対応を確保し、全身状態・呼吸状態・脱水症状・体温等の経過観察を行い、必要に応じて医師や子どものかかりつけ医に相談しながら対応している。</p> <p>上記は、看護師の常駐の有無にかかわらず、保育士全員が厚生労働省が示す保育所保育指針に基づき適切に行っているところである。</p> <p>体質不良児対応型病児保育事業において、専門職である看護師が常駐することは望ましいと考えるが、看護師の確保は非常に厳しい状況にある。</p> <p>こうしたことから、病児・病後児対応型と同様に、近隣病院等と連携し、体質不良児への対応のみを役割とする看護師の駆け付けが例外的に認められれば、看護師の常駐が困難な保育所であっても、体質不良児発生時に、専門知識を活かした、より適切な対応が可能となり、質の高い保育サービスが確保され、保護者の安心につながるものと考えられる。体質不良児対応型についても駆け付け要件が認められるよう検討された。</p>		

各府県からの第1次回答を踏まえた追加種業団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	種業団体からの意見	各府県からの第2次回答	令和2年の地方からの種業等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定） 取組内容	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	対応方針の措置(検討)状況	今後の予定
	見解	【全国知事会】 災害救助法の救助期間については、自治体の自主的・強力的な運用が可能となるよう見直しを行うべきである。		災害救助事務取扱要領において、「延長すべき期間が予測できる場合」や「一定期間以上の延長が必要である場合」については、一般基準で定められた期間ごとに延長するのではなく、救助に必要な期間を定めて延長する方法を明記しており、これに基づき、暫々の被災状況などにより強力的な運用を行っているところ。引き続き災害救助法等担当者全国会議や被災後の災害救助法説明会などにおいて、柔軟な期間延長が可能であることを周知していきたい。	【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法110) 救助の期間(4条3項)の延長については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、延長すべき期間が予測できる場合又は延長すべき期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要であることが明らかとなった場合は、一般基準で定められた期間にかかわらず延長できることを具体的な事例を示しつつ明確化し、全国会議を踏まえ、地方公共団体に令和3年8月を目途に周知する。	令和3年度全国会議を通じ、地方公共団体に具体的な事例を示しつつ明確化する。	災害救助法等担当者全国会議(令和3年5月25日～5月27日開催)	これまでの措置(検討)状況	
		【全国知事会】 病児保育事業における看護師等の配置人員数については、地方分権推進特別委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、地方が自主的に判断して事業実施できるよう、省令の改正等の措置を講じるべきである。	○病児・病後児対応型病児保育事業については、現行の職員配置要件の緩和措置によっても事業の実施が困難である地域が存在するといふ実態を踏まえ、地域の実情に応じて事業を行えるよう、更なる職員配置要件の緩和を検討していきたい。 ○体調不良児対応型病児保育事業については、看護師等の駆け付けによる対応を認めることにより事業者の拡大を図り、事業者と利用者の双方にとって安心できる保育環境の整備を進めるべきではないか。	子ども・子育て支援交付金における病児保育事業体談不良児対応の実施要件は、児童全体の日常的な健康管理・衛生管理等の保健対応や子育て家庭への相談支援の役割を担うとともに、児童が保育中に発熱するなど体調不良となった場合においては、直ちに児童の症状などに気づき、確認をし、緊急的な対応を行うことができるようにするなど、安心・安全な体制を確保することを目的としており、そのための費用を補助しているものである。 看護師が常駐せず、提携している医療機関等から直ちに駆けつける体制が確保されることで本事業の目的を達成できるとの指摘もなされているが、体調不良児の発生について予見することは困難であり、あらかじめ医師の受診及び保護者との協議を行った上で、病児の子どもを受入れを決定し、看護師等の必要な体制を確保することができる病児・病後児対応型とは本質的に事業の性質が異なることから、常駐しない事業を実施することは事業目的を果たせないと考えている。 また、本事業では、専門職である看護師による日常的な保健対応を行うため、看護師を常駐とし、そのための費用を補助しているものである。 なお、子ども・子育て支援交付金による補助にない場合には、自治体独自の基準により病児保育事業を実施することは可能である。	【内閣府】 (2)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法85) (3)病児保育事業(児童福祉法6条の3第13項)については、事業運営の実態や課題を把握した上で、病児保育事業の展開に当たって事業運営の観点から可能な方策について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省・文部科学省)		令和3年8月に、全国の病児保育事業(体調不良児対応型)実施自治体に対して、事業運営の実態及び課題を把握するための調査を実施した。 上記調査の結果、 ①「体調不良児に対応するための必要最低限の職員配置数の要件」について、「看護師等1名以上」と回答した自治体は88%、「保育従事者・看護師等それぞれ1名以上」などと回答した自治体は4%となった。また、 ②「看護師等の日常業務の具体的な内容」について、「児童一人ひとりの状態(持病の有無など)に応じた健康チェック(80%)」「児童への衛生指導(87%)」などの回答があった。さらに、「体調不良児の対応を行う看護師等は、日常の児童の状態(持病の有無など)を把握する者が行うことが望ましいか」との質問に、「望ましい」と回答した自治体は88%となった。 体調不良児に対応する看護師等として、常駐ではなく駆けつけによる対応が可能することや、看護師等の日常業務の実施を要件としないことについては、多くの自治体において看護師等名の配置により事業が実施されている中で、保育所等の利用児童が体調不良となった場合に、当該看護師等が駆けつけるまでの間、対応する職員が不在になることへの懸念があること、常駐主体である自治体に於いても、日常の児童の状態を把握する看護師等が、体調不良児の対応を行うことが望ましいと考えていることから、引き続き、看護師等の常駐を求めた上で、日常業務の実施を要件とすることとする。		

管理事項	実施区分	実施事項(事業名)	求める措置の具体的内容	具体的な実施事例	制度変更による効果(提案の実現による長尺の利便性の向上、行政の効率化等)	関係法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他(特記事項)	<追加内閣府関係及び当該団体等から示された実施事項(主なもの)>		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた確認団体からの見解		補足資料
										支援事例	見解				
32	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・ 福祉	幼稚園、保育所等及び認定こども園により異なる処遇改善等加算に係る研修受講必須化の延長及び研修受講ではないレポート提出の代替に係る研修受講要件の見直し	研修に係る要件については、令和4年度を目途に必須化を目指すこととされているが、新型コロナウイルスの影響で集合研修の開催が困難な保育所、認定こども園等の職員の計画的な研修受講に負担が生じている。当該事業の効率的な実施が図られる。	保育所、認定こども園等の職員が研修を受講しやすくなり、計画的な研修の実施が促進される。また都道府県における事務負担が減り、当該事業の効率的な実施が図られる。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第7条の第1項、第2項、保育士等キャリアアップ研修ガイドライン(1)・3(3)、施設型給付費に係る処遇改善等加算IIに係る研修受講要件について(令和元年6月24日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府	宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	<p>○当県においても、新型コロナウイルスの影響により、今年度は実施体制が縮小され、受講者も例年より減少する見込みである。今後、感染防止対策を講じた上で、通常保育は保育従事者の負担も増え、研修受講自体も大きな負担となっている。</p> <p>○キャリアアップ受講申込前の、園内研修実施による研修受講免除の確認、加算認定時の免許状更新講習の受講確認など、行政サイドも大きな事務負担となっている。</p> <p>○園内研修によるキャリアアップ研修の一部が受講免除となることは、研修実施主体の立場からは各分野5時間分を想定し一連の研修構成からも問題があると感じる。</p> <p>○処遇改善加算を前提とした研修等の受講要件をそのまま見直しできれば、研修の実施主体及び保育従事者にとって大きな負担と捉えられる。</p> <p>○現在、当該加算に関して経過措置となっているキャリアアップ研修等の修了について、修了が必須化となる2022年度に向けて、1分野15時間以上の研修修了が施設、事業所に大きく負担となると想定される。例えば1年1度の変更が必要な幼稚園教諭更新講習でも30時間以上を保育士にとって十分な負担となり、保育士不足の中、研修受講の代替保育士の配置の負担が大きく(研修時間の確保が困難であると考える)。</p> <p>○当市でも、令和4年度の研修必須化に向けて、保育士等が最大60時間研修に参加することは現実視し、自身の負担が軽減される。新型コロナウイルスの影響や、全国的な保育士不足などを踏まえ、必須化時期に延長及び研修受講に際した方法を検討していただきたい。</p> <p>○処遇改善等加算IIに係る研修受講要件の取扱いについては、県及び他市と同じよう取扱い、確認作業が軽減される見込みである。新型コロナウイルスの影響で、研修事件の主なキャリアアップ研修の実施方法が停廃しており、今後の開催も予定外に実施できるか懸念され、2022年度からの研修要件の必須化は、延期されるべきである。</p> <p>○処遇改善等加算Iにおける研修要件について、新型コロナウイルスの影響で受講の促進が図れないことと、また、平時の受講状況等をも研修の定員超過等により研修受講を希望する全ての職員が受講できない事例が多数報告されている。これらを考慮し、研修受講必須化年度の延期及び研修方法の多様な等の検討を求めている。</p> <p>○当県においても、今年度は新型コロナウイルスの影響により研修定員の大規模な減員により、保育所、認定こども園等の職員の計画的な受講に支障が生じている。園内研修等を都道府県において確認する行為は、膨大な事務負担となると想定される。また、全国の幼稚園・認定こども園を対象とした研修を実施する機関より、各自治体へ内容の確認、該当認定作業を行うことで、労務負担が軽減されるように、他県等での協定などについて、双方で確認、調整作業等の事務負担が生じ、非効率である</p>	<p>(1) 研修要件の必須化年度の延期について</p> <p>(2) レポートによる受講の代替等について</p> <p>(3) 幼稚園教諭の処遇改善加算IIに係る研修は、幼稚園教諭が教育・保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とするものであり、レポートの提出のみを前提とした研修受講を代替することは難しいのではないかと考える。</p> <p>(4) 保育所において、保育士等キャリアアップ研修については、保育所の役割が多様化・複雑化する中で、保育士の専門性の向上を図る観点から実施しており、研修修了の証明書は研修内容の他レポートも提出させるなどし、研修内容に関する知識や技能等の確認を行っている。このため、レポート提出のみで研修受講と代替することは困難である。なお、研修方法については、オンラインで実施する場合の実施方法等(3)園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(4) 園内研修に係る研修業務の統一・明確化について</p> <p>(5) 保育所において、幼稚園教諭の処遇改善加算IIに係る研修は、幼稚園教諭が教育・保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とするものであり、レポートの提出のみを前提とした研修受講を代替することは難しいのではないかと考える。</p> <p>(6) オンライン研修が全体的に進めば、加算認定にあたり全園の自治体に個別に研修受講情報を照会・回答することとなり膨大な事務となる。研修受講の必須化に向け、研修受講状況を全園で把握し、研修修了者の情報を共有できる仕組みの構築や共有の方法を提示していただきたい。</p> <p>(7) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(8) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(9) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(10) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(11) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(12) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(13) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(14) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(15) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(16) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(17) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(18) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(19) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(20) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(21) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(22) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(23) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(24) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(25) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(26) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(27) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(28) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(29) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(30) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(31) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(32) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(33) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(34) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(35) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(36) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(37) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(38) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(39) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(40) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(41) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(42) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(43) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(44) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(45) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(46) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(47) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(48) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(49) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(50) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(51) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(52) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(53) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(54) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(55) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(56) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(57) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(58) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(59) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(60) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(61) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(62) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(63) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(64) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(65) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(66) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(67) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(68) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(69) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(70) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(71) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(72) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(73) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(74) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(75) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(76) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(77) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(78) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(79) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(80) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(81) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(82) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(83) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(84) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(85) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(86) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(87) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(88) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(89) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(90) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(91) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(92) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(93) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(94) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(95) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(96) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(97) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(98) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(99) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(100) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p>	<p>(1) コロナにより昨年度より研修時間削減が中止しており、計画通りに進んでいる保育者が、研修機会が不足している現状である。コロナに係る影響期間分は、必須化年度の延期を認められている。</p> <p>(2) 「オンライン」等による研修は、研修時間削減が中止されており、計画通りに進んでいる保育者が、研修機会が不足している現状である。コロナに係る影響期間分は、必須化年度の延期を認められている。</p> <p>(3) 施設型給付費等に係る研修は、ガイドラインに沿っているが、個別の確認を要するため、都道府県に併せて研修機関ごとにも負担である。このため、標準的な研修に加え、園内研修として認められる研修内容や講師の要件の明示など、確認作業に関する判断基準を示していただく。</p> <p>(4) オンライン研修が全体的に進めば、加算認定にあたり全園の自治体に個別に研修受講情報を照会・回答することとなり膨大な事務となる。研修受講の必須化に向け、研修受講状況を全園で把握し、研修修了者の情報を共有できる仕組みの構築や共有の方法を提示していただきたい。</p> <p>(5) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(6) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(7) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(8) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(9) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(10) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(11) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(12) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(13) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(14) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(15) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(16) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(17) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(18) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(19) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(20) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(21) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(22) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(23) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(24) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(25) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(26) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(27) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(28) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(29) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(30) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(31) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(32) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(33) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(34) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(35) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(36) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(37) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(38) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(39) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(40) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(41) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(42) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(43) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(44) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(45) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(46) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(47) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(48) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(49) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(50) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(51) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(52) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(53) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(54) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(55) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(56) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(57) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(58) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(59) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(60) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(61) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(62) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(63) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(64) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(65) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(66) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(67) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(68) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(69) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(70) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(71) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(72) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(73) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(74) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(75) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(76) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(77) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(78) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(79) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(80) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(81) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(82) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(83) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(84) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(85) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(86) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(87) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(88) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(89) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(90) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(91) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(92) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(93) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(94) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(95) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(96) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(97) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(98) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(99) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p> <p>(100) 園内研修の確保業務の統一・明確化について</p>			
182	B 地方 に対する 規制 緩和	医療・ 福祉	病児保育における職員配置要件の緩和	各地域の実情等に鑑みて市町村が柔軟な職員配置を行うことができるよう、「病児保育事業実施要綱」上の病児保育事業における職員配置要件を緩和することを求める。	病児保育事業は、児童福祉法に位置づけられた事業である。当該事業の職員配置要件は「病児保育事業実施要綱」(以下、「要綱」という。)に定められており、保育士及び看護師等の各1名以上の体制が必須とされている。その上で、当該要件を満たす事業者が子ども・子育て支援交付金の交付対象とされている。したがって、各自治体の判断で要綱上の病児保育事業における職員配置要件を緩和しない形で事業の実施は可能であるものの、かかる事業は子ども・子育て支援交付金の対象にはならない。病児保育事業は、交付金の交付を受けてもなお赤字経営で実施しているところがあるように、困難な状況に陥りやすい事業である。また、かかる病児保育事業の実情に鑑みると、自治体が病児保育事業を行うとする場合には、結局、要綱上の病児保育事業における職員配置要件を満たす形で事業を行わざるを得ず、要綱上の病児保育事業における職員配置要件は自治体にとって「実質的な義務付け」になっていると捉えざるを得ない。	医療機関併設など施設の立地条件や、受け入れ子どもの年齢や状況によって、真に必要な職員は異なるため、各施設の状況や地域の実情等に鑑みて職員を配置することができるようにする。市町村が柔軟に事業を実施できるようになることで、事業の実施の円滑化や職員の負担軽減につながる。また、自治体間の連携強化により、子育て世帯が安心して子育てしやすい社会の実現に資する。	内閣府、厚生労働省	鳥取県、中部地方知事会	滋賀県、宮城県、福島県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	<p>○医療機関併設にしている場合は病児保育の支援が受けやすいため、当日受け入れ子どもの状況によって必要となる職員の職種や人数は多様であることから、一律の職員配置は必ずしも必要ではないと考える。また、近年は保育等の職員の確保が難しくなっていることがあり、職員の処遇向上の観点からも、職員の配置に限りなく柔軟に対応できるように見直すことは必要である。</p> <p>○園内保育の場合、病児保育事業について一定のニーズはあるものの実施要件を満たすことが難しく補充が難しいとの見解がある。</p>	<p>病児・病後男児対応は、1日あるいは半日の間、当該施設にて病児を預かることを目的としており、病児の預けを行う看護師(加算、看護師士を配置することで、安全かつ安心な環境を整えることが重要である。仮に、預かる子どものみで病児の預かりを行うこととした場合には、職員の休息(シフト等)、電話や来客等への対応、給食の配膳など、児童から目を離す時間が必要であり、安全確保上の問題が生じると考える。</p> <p>一方、利用児童数は定数せず、病児の預かりに必要な職員の数は日によって異なることへの対応として、現行の実施要綱においても、近接病院等から駆けつけられる等の迅速な対応が可能な場合は職員の確保が難しいことや、産前・産後・産後ケア等の地域において、病児保育の利用児童の見込みが少なく、定員2人以下の医療機関併設型の施設については、病児保育事業に専事する職員を確保することが困難であると見られる。また、必要となる看護師等が、必要な場合に応じて適切な対応が可能な体制を確保し、適切な関わりとケアを行う場合には、職員配置基準を満たしているものとする例外も認められ、柔軟な対応を行うことは可能である。</p> <p>また、幼児無償化の対象施設については、内閣府令において職員配置基準を満たしていることであるが、運用上の取扱いについては、実施要綱を踏まえた柔軟な対応を行うことは可能である。</p>	<p>本提案内容は、昨今の保育士や看護師不足の現状を踏まえ、病児・病後男児保育における職員の配置要件の更なる緩和を求めるものである。</p> <p>職員1名のみでの対応は安全管理上問題があるとの回答であるが、当該の提案事項は、複数の職員配置を前提としたものであり、安全管理上の問題が生じるとは考えない。</p> <p>また、現行の配置基準において、例外規定として看護師のみの配置も認められている場合があること、保育所等における保育士配置に係る情報で子育て支援業務の配置が一定数認められていることから、当該の提案事項(配置要件緩和の例)については、事業の実施にあたって支障を来すとは考えにくく、十分対応可能であると考える。</p> <p>当県においては、現行の配置基準(例外規定を含む)は事業が実施できないといった具体的な支障事例も発生していること。施設において受け入れる子どもの年齢や状況によって真に必要な職員は異なるため、各施設の状況や地域の実情に鑑みて柔軟な対応を要することができるよう職員の配置基準の更なる要件緩和をお願いしたい。</p>			





